

事故米穀の不正規流通問題に関する対応について

平成20年12月25日
厚生労働省食品安全部

平成20年11月25日、「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」において調査報告書（第一次とりまとめ）が取りまとめられた。このため、調査報告書において指摘される事項を踏まえ、輸入食品等監視指導業務基準（平成16年11月19日付け食安発第1119002号）を次のように改正し、平成20年12月24日付けで検疫所長等に通知を行った。

<事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議調査報告書（第一次取りまとめ）>
(抜粋)

第4 検証の総括及び農林水産省における厳正な対処等について

4 政府全体としての今後の取組等について

(1) 政府（農林水産省、厚生労働省及び内閣府）における「食の安全」に対する責任感、問題意識の徹底

厚生労働省は、本件については、事故米穀が非食用となった時点で食品衛生法上の規制対象ではなくなり、同法上の立入等の明確な法的権限行使の対象外であり、同法が規制立法である以上、一般的にはその適用は厳格であるべきとしている。しかしながら、法律上の権限の外であっても、「食の安全」を守らなければならないという立場を十分に自覚し、行政の対応について事業者の理解を得るとともに、必要な場合には、情報提供にとどまらず、関係府省に対して注意喚起するといった責任ある対応が必要であった。例えば、厚生労働省においては、今回、非食用となった米については、食品衛生法の適用外であるが、輸入業者等から加工処理計画書や措置完了報告書の提出を受けていた。他方、一般MA米については、他の輸入食品と異なり、廃棄、積み戻しとなる割合が極めて低く、事実上全量が国内に流入することにかんがみれば、「食の安全」の観点から、非食用の米が食用に供されることがないように、農林水産省に監視を要請するなど、他の輸入食品に対する取扱とは異なる対応を検討する必要があった。例えば、厚生労働省（検疫所）において、加工処理計画書や措置完了報告書の提出を求める以上の対応が、限られた人員の下で、大量の輸入食品の検査を行っている実態を踏まえれば、事実上困難であるならば、提出された加工処理計画書の写しを農政事務所に送付する等の連携を図るべきであり、結果として、検疫所が実施した検査の効果が事実上失われてしまった、という事実は重く受け止める必要がある。また、本件は、「食の安全」にかかわることがらであり、一般MA米の流通は農林水産省の管轄下で適正に処理されていたとの認識は甘いと言わざるを得ず、法律の規制対象から離れれば、働きかけを行わないという公務員特有の意識を是正することが、時代の要請である。

<改正内容>

1. ミニマムアクセス米、麦（小麦、大麦）

輸入時に食品衛生法違反が確認された場合、当該通関港を管轄する検疫所から所轄の地方農政事務所あて食品衛生法違反通知書の写しを送付する。

2. 食用外用途への転用（上記1を除く食品衛生法違反について）

- ① 検疫所において、輸入者に対し、処理加工施設及び販売先の事業内容等を記載した食用外転用計画書を提出させる。
- ② 処理加工施設又は販売先が食品関係事業を行っている場合には、食用外転用計画書の写しを厚生労働省から関係自治体へ情報提供として送付する。
- ③ 肥料又は飼料に転用する場合には、食用外用途転用計画書の写しを、検疫所から独立行政法人農林水産消費安全技術センターへ情報提供として送付する。

事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議調査報告書 (第一次取りまとめ)(骨子)

不正規流通の原因究明及び責任の所在の検証

- ① 政府保管米の事故米穀が食用として流通した原因について
⇒農林水産省(本省)は、保管中の汚染米の有害性を認識していながら、「食の安全」を確保することよりも、安価早期処分を優先させた誤りにより、汚染米の食用への流用防止のための有効な手段を何一つ講じなかった。
- ② 福岡農政事務所による三笠フーズに対する96回の「検査」について
⇒有害性のある汚染米が三笠フーズに非食用として売却された事実を知っていながら、「食の安全」を確保することの重大性を認識せず、本省から適切な検査方法の指示もなかったことから、漫然と検査を行い、96回に及ぶ「検査」によっても食用への流用の事実を発見できなかった。
- ③ 平成19年1月及び2月の情報提供に対する対応について
⇒汚染米が食用に流用されている旨の投書がなされたにもかかわらず、その後の汚染米の食用への流用を防止できなかった。
- ④ MA(ミニマム・アクセス)米を輸入した業者が非食用として販売した事故米穀について
⇒「横流れ防止措置」を講じず、非食用として売却することを容認し、食用への流用を防げなかつた。

検証の総括

以上のような事態を招いた深因は、

- 1 自分の取り扱っている職務が国民の「食の安全」につながっているという自覚や責任感の欠落
- 2 目先の仕事をこなしていればよいという官僚主義的体質
- ①「食の安全」の確保の重要性に関する認識の欠如と業者任せの対応
- ② 消費者の目線の欠如
- ③ 業務の縦割り意識と組織の硬直性
- ④ 当然予想される問題に対する危機意識や感性の欠如
- ⑤ 全国統一的な明確な業務処理指針の欠如等の本省の職務懈怠

責任の所在

- ① 農林水産省総合食料局の局長等の幹部職員の責任は最も重い。
- ② BSE問題の反省を生かせず、歴代の大蔵、事務次官をはじめとする本省幹部職員に対しても強く反省を求める。
- ③ 福岡農政事務所の幹部職員、特に事故米穀の売却処理及び契約に関する事項を本省総合食料局長から分掌している農政事務所長の責任は重い。

農林水産省の今後の取組について

- ① 当会議の検証結果を踏まえた厳正な対処
- ② 「食の安全」の視点を最優先とする意識改革
- ③ 縦割り意識の解消に向けた組織の見直し
- ④ 職員一人一人がその職責に応じた業務を果たすような業務運営の見直し

政府全体としての今後の取組等について

- ① 「食の安全」については、農林水産省、厚生労働省、内閣府など政府として一体的に取り組んでいくことが不可欠。
- ② 消費者庁が、司令塔としての機能を發揮するためには、関係府省間の情報共有、密接な連携が不可欠。

(注)有識者会議は9月19日に設置され、これまで17回開催。事故米穀の不正規流通問題の原因究明、責任の明確化等について審議。なお、有識者会議については、今後も「米穀の流通実態等の問題点への対応を含めた消費者の安全・安心確保のための抜本的改善策」等について、引き続き審議していくこととしている。

